

事業所の皆さまへ [お知らせとお願い]

介護給付費の請求に関して誤りが非常に多くなっています。請求の際は誤りのないようご確認のうえ送信（送付）してください。

- ・利用者の情報（生年性別や被保険者番号）の誤り
- ・届出を行っていない加算の請求及び届出と異なる加算の算定
- ・過去に請求済みのデータの送信

平成24年4月サービス分よりサービスコード及びサービス単位が変更となっております。間違いのないようご注意ください。

紙帳票で請求の事業所の方へ

介護保険は原則伝送又は電子媒体での請求となっております。限定的に紙帳票での請求が認められております。本来紙帳票での請求が認められていない事業所におかれましては、伝送又は電子媒体での請求に変更ください。

紙帳票での請求の事業所は様式が変更となっておりますのでご注意ください。

CD-Rでの請求について

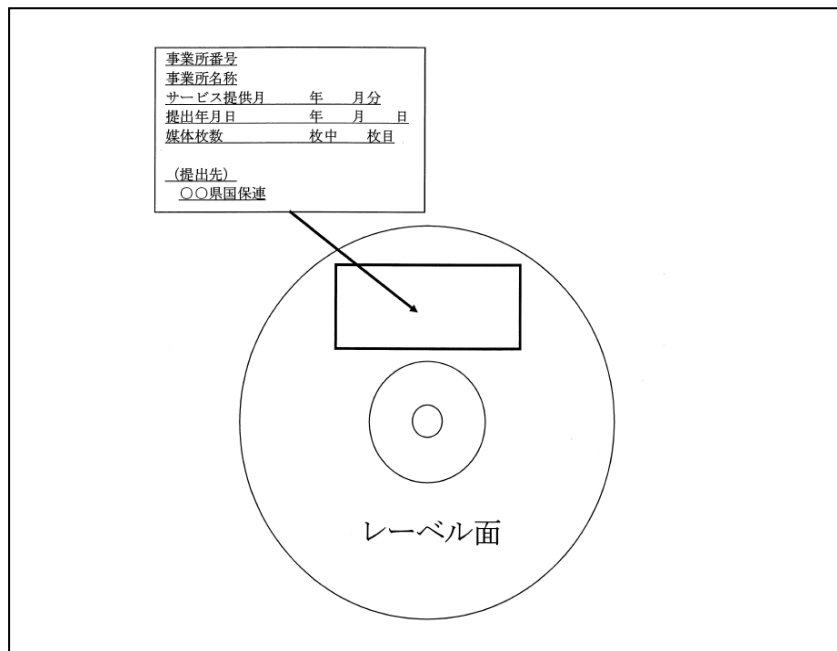
介護給付費及び公費負担医療等に関する費用の請求に関する省令の改正により、平成24年5月よりCD-Rでの請求が可能となりました。

請求の際はレーベル面にフェルトペン等柔らかいペンで所要事項をご記入ください。レーベル面にはシール・紙・テープ等は絶対に貼らないでください。

CD-R請求に変更する場合

- ◎FD請求事業所 届出は不要
- ◎紙帳票請求事業所 届出が必要

CD-Rレーベル面記載例



介護職員処遇改善交付金が平成24年3月末で終了し平成24年4月サービス分より介護職員処遇改善加算に変わります。請求間違いのないようご注意ください。